

秋田県防災会議専門部会の構成

(令和元年12月現在)

名 称	構成機関名		委 員
通 信 部 会	1	東北森林管理局	局長
	2	秋田地方気象台	台長
	3	秋田海上保安部	部長
	4	東北総合通信局	総務部長
	5	東北地方整備局	局長
	6	陸上自衛隊第21普通科連隊	連隊長
	7	東日本旅客鉄道株式会社	秋田支社長
	8	東日本電信電話株式会社	宮城事業部秋田支店長
	9	株式会社ドコモCS東北	秋田支店長
	10	日本放送協会秋田放送局	局長
	11	株式会社秋田放送	代表取締役社長
	12	秋田テレビ株式会社	代表取締役
	13	株式会社エフエム秋田	代表取締役社長
	14	秋田朝日放送株式会社	専務取締役
	15	東北電力株式会社送配電カンパニー秋田支社	支社長
	16	秋田県総務部	危機管理監
	17	秋田県建設部	部長
	18	秋田県警察本部	本部長
雪 害 対 策 部 会	1	東北森林管理局	局長
	2	東北運輸局	局長
	3	秋田地方気象台	台長
	4	東北地方整備局	局長
	5	陸上自衛隊第21普通科連隊	連隊長
	6	東日本電信電話株式会社	秋田支店長
	7	東日本旅客鉄道株式会社	秋田支社長
	8	日本通運株式会社	秋田支店長
	9	東北電力株式会社送配電カンパニー秋田支社	支社長
	10	東日本高速道路株式会社秋田管理事務所	所長
	11	日本赤十字社秋田県支部	事務局長
	12	秋田県総務部	危機管理監
	13	秋田県企画振興部	部長
	14	秋田県健康福祉部	部長
15	秋田県農林水産部	部長	
16	秋田県生活環境部	部長	
17	秋田県産業労働部	部長	
18	秋田県建設部	部長	
19	秋田県教育委員会	教育長	
20	秋田県警察本部	本部長	

名称	構成機関名		委員
災害危険地域対策部会	1	東北森林管理局	局長
	2	秋田地方気象台	台長
	3	東北地方整備局	局長
	4	陸上自衛隊第21普通科連隊	連隊長
	5	秋田県総務部	危機管理監
	6	秋田県農林水産部	部長
	7	秋田県建設部	部長
	8	秋田県警察本部	本部長
	9	専門委員	
地震対策部会	1	東北地方整備局	局長
	2	秋田地方気象台	台長
	3	陸上自衛隊第21普通科連隊	連隊長
	4	東日本電信電話株式会社	秋田支店長
	5	東日本旅客鉄道株式会社	秋田支社長
	6	東北電力株式会社	秋田支店長
	7	日本放送協会秋田放送局	局長
	8	秋田県消防長会	会長
	9	秋田県総務部	危機管理監
	10	秋田県健康福祉部	部長
	11	秋田県生活環境部	部長
	12	秋田県産業労働部	部長
	13	秋田県建設部	部長
	14	秋田県教育委員会	教育長
	15	秋田県警察本部	本部長
	16	専門委員	

秋田県防災会議小部会の構成

（令和元年12月現在）

名称	構成機関名	担当部署
地震地質地盤小部会	1 秋田地方気象台	(防災管理官)
	2 東北地方整備局	秋田河川国道事務所
	3 東北森林管理局	総務部
	4 秋田県農林水産部	農地整備課
	5 秋田県農林水産部	森林整備課
	6 秋田県産業労働部	資源エネルギー産業課
	7 秋田県産業労働部	公営企業課
	8 秋田県建設部	都市計画課
	9 秋田県建設部	道路課
	10 秋田県建設部	河川砂防課
	11 秋田県建設部	港湾空港課
	12 秋田県建設部	建築住宅課
	13 東日本旅客鉄道株式会社	秋田支社安全企画室
土木建築施設小部会	1 東北地方整備局	秋田河川国道事務所
	2 東北地方整備局	秋田港湾事務所
	3 秋田県農林水産部	水産漁港課
	4 秋田県建設部	都市計画課
	5 秋田県建設部	下水道課
	6 秋田県建設部	道路課
	7 秋田県建設部	河川砂防課
	8 秋田県建設部	港湾空港課
	9 秋田県建設部	建築住宅課
	10 秋田県建設部	営繕課
都市供給施設小部会	1 秋田県生活環境部	環境整備課
	2 秋田県生活環境部	生活衛生課
	3 秋田県産業労働部	資源エネルギー産業課
	4 秋田県建設部	下水道課
	5 秋田県消防長会	秋田市消防本部
	6 東日本電信電話株式会社	秋田支店災害対策室
	7 東北電力株式会社送配電カンパニー秋田支社	総務広報 G
	8 東部ガス株式会社	秋田支社工務課

名称	構成機関名		担当部署
火災危険物等小部会	1	秋田県健康福祉部	医務薬事課
	2	秋田県生活環境部	環境管理課
	3	秋田県産業労働部	資源エネルギー産業課
	4	秋田県消防長会	秋田市消防本部
避難交通小部会	1	東北地方整備局	秋田河川国道事務所
	2	東北運輸局秋田運輸支局	輸送課
	3	秋田海上保安部	警備救難課
	4	東京航空局	秋田空港・航空路監視レーダー事務所
	5	秋田県建設部	道路課
	6	秋田県教育庁	総務課
	7	秋田県警察本部	警備第二課
	8	秋田県警察本部	交通規制課
	9	秋田県消防長会	秋田市消防本部
	10	東日本旅客鉄道株式会社	秋田支社安全企画室
情報通信小部会	1	秋田地方气象台	(防災管理官)
	2	秋田県総務部	広報広聴課
	3	秋田県出納局	財産活用課
	4	秋田県警察本部	地域課
	5	秋田県消防長会	秋田市消防本部
	6	東日本電信電話株式会社	秋田支店災害対策室
	7	東日本旅客鉄道株式会社	秋田支社安全企画室
	8	日本放送協会	秋田放送局放送部
	9	株式会社秋田放送	報道部
	10	秋田テレビ株式会社	報道部
	11	株式会社エフエム秋田	放送第一部
	12	秋田朝日放送株式会社	コンテンツ局報道制作センター
救護対策小部会	1	東北農政局	秋田県拠点
	2	陸上自衛隊第21普通科連隊	第3科
	3	秋田県健康福祉部	医務薬事課
	4	秋田県健康福祉部	健康推進課
	5	秋田県生活環境部	県民生活課
	6	秋田県生活環境部	生活衛生課
	7	秋田県教育庁	総務課
	8	秋田県教育庁	義務教育課
	9	秋田県教育庁	高校教育課
	10	秋田県消防長会	秋田市消防本部
	11	日本赤十字社秋田県支部	事業推進課
防災体制小部会	1	秋田県総務部	人事課
	2	秋田県出納局	財産活用課
	3	秋田県教育庁	総務課
	4	秋田県消防長会	秋田市消防本部

秋田県防災会議通信部会設置要綱

第1 目的

通信部会の円滑的確な運用を諮るため、秋田県防災会議条例（昭和37年秋田県条例第40号）第5条第1項の規定に基づき、秋田県防災会議に通信部会（以下「部会」という。）を設置する。

第2 部会の調査活動事項

- (1) 災害情報の収集に関する事
- (2) 通信の災害応急復旧に関する事
- (3) 電波障害に関する事
- (4) 通信回線の優先利用に関する事
- (5) 通信訓練に関する事
- (6) その他

第3 部会構成

- (1) 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- (2) 部会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

第4 会議

部会は、部会長が招集し議長となる。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会にはかつて定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年1月29日から施行する。

秋田県防災会議雪害対策部会設置要綱

第1 目的

雪害災害対策の推進を図るため、秋田県防災会議条例（昭和37年秋田県条例第40号）第5条第1項の規定に基づき、秋田県防災会議に雪害対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

第2 部会の調査検討事項

- (1) 雪害事故防止に関する事
- (2) 雪害時の交通確保に関する事
- (3) 雪害時の輸送に関する事
- (4) 雪害時の農林業等に関する事
- (5) 雪害時の文教に関する事
- (6) その他雪害に関する事

第3 部会構成

- (1) 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- (2) 部会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

第4 会議

部会は、部会長が招集し議長となる。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会にはかつて定めるものとする。

附則

この要綱は、昭和63年1月29日から施行する。

秋田県防災会議災害危険地域対策部会設置要綱

1 目的

県内に散在する土砂くずれ、山くずれ、地すべり及び土石流並びに洪水等により災害の発生が予想される危険地域の実態を調査は握し、これに対する対策をたてるため、秋田県防災会議に災害危険地域対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会の調査審議事項

- (1) 災害危険箇所 の調査
- (2) 対策措置に必要な事項の審議

3 部会の構成

部会は秋田県防災会議の会長が指名する委員および専門委員をもって構成する。

4 小部会

- (1) 部会の調査検討事項を推進するため、小部会を設置することができる。
- (2) 小部会は、部会長の指名により、防災会議の委員の属する機関の職員で構成する。
- (3) 小部会は、部会長が招集し、部会長が指名する者が会議を主宰する。

5 災害危険箇所調査要領

(1) 調査班の編成

調査班は、部会長が部会の委員、専門委員および関係県職員等をもって適宜そのつど編成する。

(2) 調査方法

調査方法は、資料調査および現地調査とする。

① 資料調査

資料調査は各種関係機関による既調査資料に基づいて行う調査とする。

② 現地調査

現地調査は資料調査の結果必要とする箇所について行う。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

秋田県防災会議災害危険地域小部会運営要領**(目的)**

第1条 災害危険地域対策部会の内、総合的な土砂災害対策の円滑な実施を図るため、秋田県防災会議災害危険地域対策部会第4の(1)の規定に基づき小部会を設置し、その名称を秋田県総合土砂災害対策推進連絡会(以下「連絡会」という。)とし組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事務)

第2条 連絡会は秋田県建設部河川砂防課に置き、次の事項について連絡調整を図る。

- 1 土砂及び雪崩災害危険地域である旨の表示の実施及び解除に関する事項
- 2 警戒避難体制の確立に関する事項
- 3 地方連絡会に関する事。
- 4 その他必要な事項

(組織)

第3条 連絡会委員は次のとおりとする。

東北森林管理局森林整備第一部治山課長
東北地方整備局河川部河川調査官
同上 道路部道路調査官
同上 秋田河川国道事務所副所長
同上 湯沢河川国道事務所副所長
秋田地方気象台防災管理官
陸上自衛隊第21普通科連隊第三科長
秋田県警察本部生活安全地域課課長
同上 生活安全地域課警察航空隊長
同上 警備部警備第二課長
同上 交通部交通規制課長
秋田県総務部総合防災課長
秋田県農林水産部農地整備課長
同上 森林整備課長
秋田県建設部道路課長
同上 河川砂防課長
同上 建築住宅課長

(会長)

第4条 会長は砂防担当である秋田県建設部河川砂防課長をもって充てる。

- 1 会長は連絡会を代表する。
- 2 連絡会に議長を置き、議長は会長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 連絡会は会長が招集する。

（幹事）

第6条 連絡会の事務を処理するために幹事を置く。

1 幹事は次のとおりとする。

東北森林管理局治山課員 1名

東北地方整備局河川計画課建設専門官

同上 秋田河川国道事務所調査第一課長

同上 湯沢河川国道事務所調査第一課長

秋田県総務部総合防災課員 1名

秋田県農林水産部森林整備課員 1名

秋田県建設部河川砂防課員 1名

2 幹事は次の事項を処理する。

- (1) 連絡会に提出する議案の作成
- (2) その他会長から命じられた事項

（庶務）

第7条 連絡会の庶務は秋田県建設部河川砂防課において処理する。

（その他）

第8条 この要領に定めるものの他、連絡会の運営に関する必要な事項は会長が連絡会に諮って定める。

秋田県防災会議地震対策部会設置要綱

第1 目的

地震災害対策の推進を図るため、秋田県防災会議条例（昭和 37 年秋田県条例第 40 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、秋田県防災会議に地震対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

第2 部会の調査検討事項

- (1) 地質、地盤等の基礎調査に関する事。
- (2) 地震による被害想定に関する事。
- (3) 地震災害予防措置の推進に関する事。
- (4) 地震災害応急対策の推進に関する事。
- (5) その他地震に関し必要な事。

第3 部会の構成

- (1) 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって構成する。
- (2) 部会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

第4 会議

部会は、部会長が招集し議長となる。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会にはかって定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 9 月 5 日から施行する。

秋田県防災会議地震対策部会運営要領

第1 趣旨

この要領は、秋田県防災会議地震対策部会（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2 会議

- (1) 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- (2) 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。
- (3) 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ通知するものとする。

第3 議事

- (1) 部会の議事は、必要があると認めるときは、防災会議の委員もしくは幹事、その他の関係者の出席を求めることができる。

第4 小部会

- (1) 部会の調査検討事項を推進するため、小部会を設置する。
- (2) 小部会は、部会長の指名により、防災会議の委員の属する機関の職員及び専門委員で構成する。
- (3) 小部会は、部会長が指名する者が会議を主宰する。
- (4) 小部会は、必要がある場合に関係者の出席を求めることができる。

第5 部会の記録

部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

第6 防災会議への報告

部会長は、部会の調査検討した結果を防災会議に報告しなければならない。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、そのつど部会長が定める。

附 則

この要領は、昭和54年8月7日から施行する。

秋田県防災会議地震小部会運営要領

第1 小部会の区分

地震対策部会の調査検討事項を推進するため、秋田県防災会議地震対策部会運営要領第4の(1)の規定による小部会は、次のとおりとする。

- (1) 地震地質地盤小部会
- (2) 土木建築施設小部会
- (3) 都市供給施設小部会
- (4) 火災危険物等小部会
- (5) 避難交通小部会
- (6) 情報通信小部会
- (7) 救護対策小部会
- (8) 防災体制小部会

第2 調査検討事項

小部会の調査検討事項は次のとおりとする。

- (1) 地震地質地盤小部会
 - ア 過去に発生した地震の調査、及び今後発生する地震の予測に関すること。
 - イ 地形、地質、地盤の調査及び今後発生する地盤災害の予測と対策に関すること。
- (2) 土木建築施設小部会
 - ア 土木施設及び建築施設等、施設の安全確保のための調査と対策に関すること。
 - イ 都市防災化に関すること。
- (3) 都市供給施設小部会
 - ガス、電気、水道、通信などの安全確保のための調査と対策に関すること。
- (4) 火災危険物等小部会
 - ア 市街地の火災危険の予測及び対策に関すること。
 - イ 石油類、火薬、高圧ガス、毒劇物等危険物取扱施設及び産業廃棄物施設の安全確保のための調査と対策に関すること。
- (5) 避難交通小部会
 - ア 避難地、避難路の安全確保のための調査と対策に関すること。
 - イ 道路交通規制及び緊急輸送に関すること。
- (6) 情報通信小部会
 - ア 情報連絡体制の整備に関すること。
 - イ 通信運用計画及び広報計画の検討に関すること。
- (7) 救護対策小部会
 - ア 給食、給水、その他生活必需物資の供給対策に関すること。
 - イ 医療救護及び防疫、清掃対策に関すること。
 - ウ 応急教育対策に関すること。
- (8) 防災体制小部会
 - ア 自主的防災組織の育成に関すること。
 - イ 防災施設等の整備に関すること。
 - ウ 組織動員の検討に関すること。

第3 構成

小部会の構成は、別表のとおりとし、必要により補充をするものとする。

第4 専門委員の指導助言

小部会は、調査検討事項について必要に応じ、地震対策部会専門委員の指導助言をうけるものとする。

第5 会議

小部会の会議は、地震対策部会長が招集し、総合防災課長が主宰する。

第6 庶務

小部会の庶務は、総合防災課が行う。

附 則 この要領は昭和54年9月27日から施行する。

秋田県災害対策本部条例

昭和37年10月16日

秋田県条例第39号

秋田県災害対策本部条例をここに公布する。

秋田県災害対策本部条例

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、この条例を制定する。

（趣旨）

第1条 この条例は、秋田県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもってこれに充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

（補則）

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

